

令和7年3月吉日

居宅介護支援事業所各位
地域包括支援センター各位

北名古屋市高齢福祉課
課長 島田 恭弘

「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れおよび通所基準緩和サービスの見直しの修正について（通知）

春分の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日ごろは、市福祉行政につきましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れおよび通所基準緩和サービスの見直しを変更しました。変更内容をご確認の上、業務を進めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れおよび通所基準緩和サービスの見直し

北名古屋レインボーネットの総合事業に添付しましたので確認してください。

HP アドレス <https://ptl.iij-renrakucho.jp/rainbownet/kitanagoya/sougou/>



- 2 「介護予防支援」と「介護予防ケアマネジメント」業務の流れ修正箇所、理由及び内容

修正箇所	理由	内容
P1 上から 1 1 行目	従来、地域包括支援センターから委託先の居宅介護支援事業所へ毎月支払っていた介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費にかかる原案作成委託料の支払い事務を令和7年4月サービス提供分から愛知県国民健康保険団体連合会に委託するため。	代理受領委任状の提出を追加。
P3 下から 1 3 行目		委託料支払請求書を委託料請求明細書に変更。毎月10日までを毎月5日までに変更。
P4 【書類別 提出方法】		
P2 上から 1 8 行目	予防通所基準緩和サービスを利用している場合の期間が不明瞭だったため。	通所基準緩和サービスを利用している場合は最長1年。詳細は「予防通所基準緩和サービスの見直し」を参照を追加。

3 通所基準緩和サービスの見直し修正箇所、理由及び内容

修正箇所	理由	内容
下から 8行目	期間を更新する場合の軽微な変更の 手順が不明瞭だったため。	基準緩和型サービスのみの場合、居 宅は保管しているコピーに利用期間 の更新を手書きで追記し、利用者お よび包括にコピーを渡す。包括は原 本と一緒にコピーを保管するを追 加。

4 変更日

令和7年4月1日（火）

〔問い合わせ先〕

担 当 北名古屋市高齢福祉課 地域包括ケア推進室 吉井・酒井
電話番号 0568-22-1111 内線3144